

お客様 各位

松本市丸の内1-1
松本信用金庫

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

1. 「犯罪収益移転防止法」の改正について

平成25年4月1日より、改正「犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、「運転免許証」などによる本人確認に加えて、(1)「お取引の目的」、(2)「ご職業」(個人)、「事業内容」(法人)、(3)「主要株主等の氏名・住所・生年月日」の確認が必要になります。

	個人のお客様	法人のお客様
	・氏名 ・住所 ・生年月日 【確認方法】 ・運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示していただきます。	・名称 ・本店または主な事務所の所在地 【確認方法】 ・登記事項証明書、印鑑証明書(※1)などの公的書類を提示していただきます。
従来の確認事項 (平成25年3月31日まで)		

従来の確認事項に加えて、下記の確認が必要です。

	個人のお客様	法人のお客様
	・お取引の目的 ・ご職業 【確認方法】 ・当金庫所定の書面にご記入いただくことで確認させていただきます。	・お取引の目的 ・事業内容 ・主要株主等(※3)の氏名・住所・生年月日 【確認方法】 ・「事業内容」については、登記事項証明書(※1)、定款(※2)などを提示していただきます。 ・それ以外の事項は、当金庫所定の書面にご記入いただくことで確認させていただきます。
新しく追加される 確認事項 (平成25年4月1日から)		

※1：登記事項証明書、印鑑証明書は、発行日から6ヶ月以内のものがが必要です。

※2：定款は、確認日において有効なものがが必要です。

※3：「主要株主等」とは、株式会社や有限会社などでは、25%を超える「議決権」を持つ方を指します。また、合名／合資会社、公益／一般社団法人、医療法人などでは、代表権のある方を指します。

2. お客様へのお願い

改正「犯罪収益移転防止法」が施行される平成25年4月1日以降、はじめて口座を開設される時やご融資お受ける時は、既にお取引いただいているお客様においても、一度は今回追加される確認事項の確認が必要になりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以 上